

MOSKIN サーキットレンタル利用約款

第 1 条（約款の適用）

1. 当社はこの約款（以下「約款」という）の定めるところにより、サーキット専用車両（付属品を含む。以下同じ。）の貸渡し及びサーキット走行枠の提供（以下「本サービス」という）を行うものとし、顧客は約款を理解したうえで本サービスの提供を受けるものとします。
なお、約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約がこの約款に優先するものとします。

第 2 条（予約の申込）

1. 顧客は、本サービスの提供を受けるにあたって、当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、予め顧客情報（氏名、電話番号、メールアドレス等）と車種、走行日時、走行場所、その他の条件及び当社が定める事項（以下「諸条件」という）を明示して予約の申込を行うことができます。
2. 当社は、顧客から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するサーキット専用車両や当社の認める諸条件の範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、顧客は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとします。
3. 借受けされたサーキット専用車両は予約を行った顧客のみ利用できるものとします。
4. 顧客は、利用を希望するサーキットにおいてライセンスの取得や会員制度への加入を求められる場合にはあらかじめ必要となる対応を行うものとします。

第 3 条（予約の変更）

1. 顧客は、諸条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第 4 条（予約の取消等）

1. 顧客及び当社は、諸条件の走行日時に応じて当社が定める日時までに来場のうえサーキット専用車両の貸渡契約を締結するものとします。
2. 顧客及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消することができます。なお、諸条件の走行日時に応じて当社が定める日時までにサーキット専用車両貸渡契約（以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとします。
3. 顧客の都合により予約が取消されたときは、顧客は、以下に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を顧客に返還するものとします。

【予約取消手数料】

(ア) 8 日以上前 : 0%

(イ) 3～7 日前 : 50%

※袖ヶ浦フォレストレースウェイの場合は一律 33,000 円

(ウ) 当日～2 日前 : 100%

4. 当社の都合により予約が取消されたときは、当社は、受領済の予約申込金を顧客に返還するものとします。ただし、予約の取消により生じた二次的な被害等への補償は一切行いません。
5. 前 2 項以外の事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を顧客に返還するものとします。
6. 顧客及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第 5 条（代替サーキット専用車両）

1. 当社は、諸条件に該当するサーキット専用車両の貸渡ができないときは、直ちにその旨を顧客に通知するものとします。
2. 当社は、前項の場合で、諸条件以外のサーキット専用車両を貸渡することが可能なときは、顧客に諸条件と異なるサーキット専用車両（以下「代替サーキット専用車両」という）の貸渡を申し込むことができるものとします。
3. 顧客が前項の申込を承諾したときは、当社は諸条件のうち、満たさなかった条件以外は同一の諸条件で代替サーキット専用車両を貸渡するものとします。この場合、顧客は、代替サーキット専用車両の貸渡料金と諸条件のサーキット専用車両の貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
4. 顧客が第 2 項の申込を拒絶した場合、予約は取消されるものとし、予約申込金等の扱いについては、前条第 5 項を適用するものとします。

第 6 条（貸渡契約の締結）

1. 顧客は諸条件を、当社は当社 WEB サイト及び申込サイト等（以下「本サイト」という）により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。
2. 貸渡契約の締結にあたり、顧客は走行するサーキットの規約、利用規定等に同意するものとします。
3. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、顧客に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求めるものとします。また、提出された書類の写しをとることがあります。
4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、顧客に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとします。
5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、顧客に対し、クレジットカード等の支払方法を指定することがあります。また顧客が利用できるクレジットカードを指定することがあります。
6. 当社は、顧客が前 5 項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。なお、この場合の予約申込金の扱いについては、第 4 条第 4 項を適用するものとします。

第 7 条（貸渡拒絶）

1. 当社は、顧客が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結及び本サービスの提供を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。なお、この場合の予約申込金については、返還しないものとします。
 - (ア) 運転免許証を有していないとき。
 - (イ) 酒気を帯びていると認められるとき。
 - (ウ) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
 - (エ) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。

- (オ) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
 - (カ) 約款に違反する行為があったとき。
 - (キ) 本サイトに記載の注意事項、禁止事項を遵守していないとき。
 - (ク) その他、当社が不適当と認めたとき。
2. 前項にかかわらず、貸渡しできるサーキット専用車両がない場合にも、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。なお、この場合の予約申込金の扱いについては、第4条第3項乃至第6項を適用するものとします。

第8条（貸渡契約の成立等）

1. 貸渡契約は、顧客がサーキットレンタル貸渡誓約書に署名をし、当社が顧客にサーキット専用車両を引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
2. 前項の引渡は、諸条件に定めた日時及び場所で行うものとします。

第9条（貸渡料金）

1. 貸渡契約が成立した場合、顧客は当社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとします。
2. 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその照会先を料金表に明示します。
 - (ア) 基本料金
 - (イ) 追加装備料
 - (ウ) 燃料代
 - (エ) その他の料金
3. 料金は予約申込時において本サイトに記載する料金とします。

第10条（諸条件の変更）

1. 顧客は、貸渡契約の締結後、諸条件の変更は原則不可とします。

第11条（点検整備等）

1. 当社はサーキット走行にあたり必要な整備を実施したサーキット専用車両を貸渡すものとします。
2. 前項の整備内容は当社が定める基準で行うものとし、正当な理由があると判断されない限り消耗品・油脂類等の交換について顧客の要望には応じないものとします。
3. 顧客は、サーキット専用車両の貸渡にあたり、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、サーキット専用車両に整備不良がないこと等を確認するとともに、サーキット専用車両が諸条件を満たしていることを確認するものとします。

第12条（禁止行為）

1. 顧客は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
 - (ア) 本サイトに記載する禁止事項等を行うことにより、通常のサーキット走行による劣化・摩耗の範囲を超えてサーキット専用車両に損傷を与えること。

- (イ) サーキット専用車両を所定の使用目的以外に使用し又は顧客以外の者に運転させること。
- (ウ) サーキット専用車両を改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (エ) 当社の承諾を受けることなく、サーキット専用車両を各種テスト若しくは競技（当社が競技に該当すると判断するものを含む）に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (オ) 法令又は公序良俗に違反してサーキット専用車両を使用すること。
- (カ) 当社の承諾を受けることなくサーキット専用車両について損害保険に加入すること。
- (キ) サーキット専用車両をサーキット外に持ち出すこと。
- (ク) 当社又は他の顧客に著しく迷惑を掛ける行為(サーキット専用車両の車内への物品等の放置、禁煙車両での喫煙行為などサーキット専用車両の汚損等を含むがこれに限らない)を行うこと。
- (ケ) その他当社が適切でないと判断する行為をすること。

第 13 条（顧客の返還責任）

1. 顧客は、サーキット専用車両を借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。

第 14 条（サーキット専用車両の確認等）

1. 顧客は、当社立会いのもとに、サーキット専用車両を通常のサーキット走行による劣化・摩耗又は顧客の責に帰すべからざる事由により生じた損傷を除き、引渡時の状態で返還するものとします。
2. 顧客は、サーキット専用車両の返還にあたって、サーキット専用車両内に顧客の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

第 15 条（サーキット専用車両の返還時期等）

1. 顧客は、当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、超過した時間に応じた利用料金の倍額の違約料を支払うものとします。

第 16 条（サーキット専用車両の故障）

1. 顧客は、使用中にサーキット専用車両の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第 17 条（事故）

1. 走行中の事故はいかなる場合でも顧客の自己責任で、当社は一切の責任を負いません。なお、他の顧客に対しても賠償責任を負わせることはできません。
2. 顧客は、使用中にサーキット専用車両に係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず、次に定める措置をとるものとします。
 - (ア) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (イ) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
3. 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、ドライブレコーダーまたは車載型事故記録装置、もしくはその両方が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するも

のとします。

4. 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

第 18 条（盗難）

1. 顧客は、使用中にサーキット専用車両の盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
 - (ア) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (イ) 盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第 19 条（使用不能による貸渡契約の終了）

1. 借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりサーキット専用車両が使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
2. 顧客は、前項の場合、サーキット専用車両の引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。但し、故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
3. 故障等が貸渡前に存した欠陥・不具合その他サーキット専用車両が諸条件に適合していないことに起因する場合は、顧客は当社から代替サーキット専用車両の提供を受けることができるものとします。なお、代替サーキット専用車両の提供条件については、第 5 条第 3 項を準用するものとします。
4. 顧客が前項の代替サーキット専用車両の提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替サーキット専用車両を提供できないときも同様とします。
5. 故障等が顧客及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合、当社と顧客は、相互に誠意をもって協議し、その対応について円満な解決を図るものとする。
6. 顧客は、本条に定める措置を除き、サーキット専用車両を使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。但し、故障等が当社の故意または重大な過失により生じた場合を除きます。

第 20 条（顧客による賠償及び営業補償）

1. 顧客は、借り受けたサーキット専用車両の使用に関し、顧客が当社のサーキット専用車両に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、顧客の責めに帰することができない事由による場合を除きます。
2. 前項により顧客が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、顧客の責めに帰すべき事由による故障、サーキット専用車両の汚損・臭気等により当社がそのサーキット専用車両を利用できないことによる損害については、顧客は金 15 万円を支払うものとします。
3. 顧客は、借り受けたサーキット専用車両の使用に関し、顧客の故意又は過失によってサーキット場管理者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第 21 条（車両補償）

1. 前条第 1 項の定めに関わらず、顧客が当社より貸与されたサーキット専用車両に損害を与えた場合、顧客は

以下の表に定める負担上限額を限度として、その損害を賠償するものとします。

■負担上限額

車種名	ご負担上限額
ヴィッツ	100 万円
トヨタ 86 (MT)	110 万円
トヨタ 86 (AT)	110 万円
GR ヤリス (MT)	140 万円

2. 前項に定める顧客の負担額は、当社がサーキット専用車両に関して保険会社と締結した損害保険契約 (Racing Insurance) が適用される場合、以下の計算式に基づき算出されます。

■車両補償 1 事故につき

・お客様負担額 = 修理代金 - 損害補償額

■損害補償額の限度

車種名	損害補償額の限度
ヴィッツ	90 万円
トヨタ 86 (MT)	130 万円
トヨタ 86 (AT)	130 万円
GR ヤリス (MT)	270 万円

※エンジン、タイヤ、ホイール、ギヤボックスのパーツ、車両運賃、工賃、デカール、マーキング等のステッカー費用は補償対象外となります。

※故意または重過失（他社に対して明らかに意図的な接触を含む）およびサーキット内走行中以外の損傷による損害は補償対象外となります。

※上記にかかわらず、当社が付保する損害保険の約款に定める免責事由に該当する場合には、損害補償額は支払われません。

第 22 条（貸渡契約の解除）

1. 当社は、顧客が借受期間中に約款に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにサーキット専用車両の返還を請求することができるものとします。この場合、貸渡料金の返還はないものとします。

第 23 条（確約事項）

1. 顧客は、自身が、現在、次のいずれにも所属または該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (ア) 暴力団
 - (イ) 暴力団員
 - (ウ) 暴力団準構成員

- (エ) 暴力団関係企業
 - (オ) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (カ) その他前各号に準ずる者
2. 顧客は、自らまたは第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。
- (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた要求行為
 - (ウ) 請負契約に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (オ) その他前各号に準ずる行為

第 24 条（個人情報）

1. 当社は、以下の個人情報を取り扱います。
- (ア) 第 2 条にて定める顧客から提供された情報
利用目的：
 - ・本サービスの予約管理、運営、運営改善のため
 - ・当社が取扱う商品・サービスに関する営業上のご案内
 - (イ) サーキット専用車両に搭載されているドライブレコーダーで記録される情報
利用目的：
 - ・事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため
 - ・サーキット専用車両の管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、顧客の運転状況を確認するため
 - ・顧客に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため
2. 当社は個人情報に関し、不正アクセス、紛失、改ざん及び漏えい等の防止に努め、適切な安全管理措置を実施します。
3. 当社が法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合、当社は必要な限度でこれを開示することがあります。

第 25 条（相殺）

1. 当社は、約款に基づき顧客に金銭債務を負担するときは、顧客が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第 26 条（消費税）

1. 顧客は、約款に基づく取引に課せられる消費税（地方消費税を含みます。）を当社に対して支払うものとします。

第 27 条（遅延損害金）

1. 顧客及び当社は、約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 28 条（代理貸渡事業者）

1. 当社に代わって他の事業者が本サービスの提供を行なう場合（当該事業者を「代理事業者」という）には、約款中の「当社」と定めるところは、「代理事業者」と読み替えることができるものとします。

第 29 条（管轄裁判所）

1. この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。